

# くりさわ学舎改築基本設計業務に関する

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、くりさわ学舎改築基本設計業務を委託するに当たり、事業内容及び特性等を十分に理解し、豊富な知識や経験、専門的能力を有する優れた設計者を特定するため、公募型プロポーザル方式による募集・選定を行う上で必要な事項を定めたものである。

### 2 プロポーザルの概要

#### (1) 業務名

令和8年度くりさわ学舎改築基本設計業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務の概要

ア 履行予定期間 契約締結日の翌日から令和9年3月中旬まで

イ 業務内容 別紙 令和8年度くりさわ学舎改築基本設計等業務特記仕様書のとおり

ウ 担当部署 岩見沢市教育委員会学校教育課施設係

エ 見積上限 62,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### (3) 実施方式

公募型プロポーザルとする。

#### (4) 選定方式

「くりさわ学舎改築基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による一次審査、二次審査を経て優先交渉権者及び次点者1者を選定する。

#### (5) スケジュール

項目	日程
参加表明に関する質疑の受付期間	令和8年4月1日（水）～令和8年4月10日（金）正午
質疑に対する回答期限	令和8年4月13日（月）
参加表明に係る書類の提出期間	令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火）午後4時
参加資格要件の審査結果通知	令和8年4月23日（木）
技術提案に関する質疑の受付期間	令和8年4月27日（月）～令和8年5月15日（金）正午
質疑に対する回答期限	令和8年5月22日（金）
技術提案に係る書類の提出期間	令和8年4月27日（月）～令和8年6月5日（金）午後4時
辞退届の提出期限	令和8年5月29日（金）正午
審査委員会 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和8年6月12日（金）※予定
審査結果の通知・公表	令和8年6月下旬 ※予定

### 3 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 令和7・8年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿において「建築設計」に登録されていること。
- (4) (3)に登録されている者が本店である場合、本店の所在地が北海道内であること。(3)に登録されている者が受任者である場合、受任者の所在地が北海道内であること。
- (5) 公告の日から参加資格要件の審査結果通知日までの間に、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けた期間が含まれていないこと。
- (6) 参加希望者又は参加希望者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (9) 参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

#### ア 資本関係

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 市町村税、都道府県税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (12) 単体企業での参加とすること。
- (13) 業務の一部を再委託する場合で、再委託先の協力事務所に令和7・8年度の岩見沢市の入札参加資格を有している者であるときは、指名停止期間中でないこと。
- (14) 平成23年4月1日以降、小学校、中学校、小中一貫教育校（義務教育学校を含む）の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。
- (15) 平成23年4月1日以降、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく特別豪雪地帯の地域における公共施設の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

#### 4 業務実施条件

参加希望者は、次の条件を全て満たす技術者を配置すること。

技術者	資格	経験年数	業務実績
照査技術者	一級建築士	13年以上	「3 参加資格要件 (14)」の業務実績のうち、照査技術者として1件以上
主任技術者 (建築総合)	一級建築士	5年以上	「3 参加資格要件 (14)」の業務実績のうち、主任技術者 (建築総合) として1件以上
主任技術者 (構造)	一級建築士又は 構造設計一級建築士	5年以上	特になし
主任技術者 (電気設備)	特になし	5年以上	特になし
主任技術者 (機械設備)	特になし	5年以上	特になし
担当技術者 (外構)	特になし	5年以上	特になし

- (1) 上記の配置予定技術者は、公告時点において参加希望者の組織と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- (2) 上記の配置予定技術者における経験年数とは、次に掲げる実務に従事した期間を指す。
  - ア 建築物の設計 (建築士法第21条に規定する設計) に関する実務
  - イ 建築物の工事監理に関する実務
  - ウ 建築工事の指導監督に関する実務
- (3) 照査技術者は、各主任技術者 (建築総合・構造・電気設備・機械設備) 及び担当技術者 (外構) を兼ねることができない。
- (4) 主任技術者 (建築総合) は、他の各主任技術者 (構造・電気設備・機械設備) を兼ねることができない。ただし、担当技術者 (外構) との兼任は可とする。
- (5) 主任技術者のうち電気設備と機械設備に関しては、兼任を可とする。
- (6) 上記以外の兼任は不可とする。

#### 5 参加表明手続

- (1) 参加表明に係る書類の提出

参加希望者は、次に定めるところにより参加表明に係る書類 (以下「参加表明書等」という。) を作成し、提出するものとする。

- ア 提出書類 別紙「参加表明書等作成要領」による。(様式2～様式7)
- イ 提出期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月14日(火)午後4時必着
- ウ 提出先 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
岩見沢市 総務部 契約検査管理課 (岩見沢市役所3階51番窓口)
- エ 提出方法 持参又は送付 (書留等発送の事実を証することができる方法)
- オ 提出部数 原本2部及びデータ  
(※データは、様式に従って記入した上でPDF化し、CD-Rにて提出を行う。なお、CD-Rには、業務名及び会社名を明記すること)

- (2) 本プロポーザルへの参加表明に関する質疑応答

参加表明に関する質問事項に限ることとし、審査に関する質問は受け付けない。

- ア 受付方法 質問書 (様式1) のデータ (Excel形式) を添付し電子メールにより送信すること。  
メールアドレス: keiyaku@city.iwamizawa.lg.jp  
※ 件名を「くりさわ学舎改築基本設計業務の参加表明に関する質問」とすること。  
※ 電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。
- イ 受付期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月10日(金) 正午
- ウ 回答方法 電子メールで回答するほか、ホームページで公表する。
- エ 回答期限 令和8年4月13日(月)

## 6 技術提案書等

### (1) 技術提案書等の提出

審査委員会による一次審査において、二次審査への参加者として選出された者（以下「参加要請者」という。）は、次に定めるところにより技術提案書等を作成し、提出するものとする。

- ア 提出書類 別紙「技術提案書等作成要領」による。（様式9～様式12）
- イ 提出期間 令和8年4月27日（月）～令和8年6月5日（金）午後4時必着
- ウ 提出先 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
岩見沢市 総務部 契約検査管理課（岩見沢市役所3階51番窓口）
- エ 提出方法 持参又は送付（書留等発送の事実を証することができる方法）
- オ 提出部数 原本2部及びデータ  
（※データは、様式に従って記入した上でPDF化し、CD-Rにて提出を行う。なお、CD-Rには、業務名及び会社名を明記すること）

### (2) 本プロポーザルの技術提案に関する質疑応答

技術提案に関する質問事項に限ることとし、審査や課題テーマに関する質問は受け付けない。

- ア 受付方法 質問書（様式8）のデータ（Excel形式）を添付し、電子メールにより送信すること。  
メールアドレス： keiyaku@city.iwamizawa.lg.jp  
※ 件名を「くりさわ学舎改築基本設計業務技術提案に関する質問」とすること。  
※ 電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。
- イ 受付期間 令和8年4月27日（月）～令和8年5月15日（金）正午
- ウ 回答方法 電子メールで回答するほか、ホームページで公表する。
- エ 回答期限 令和8年5月22日（金）

### (3) 参加の辞退

参加要請者が参加を辞退したい場合、次に定めるところにより辞退届を作成し、提出すること。

- ア 提出書類 辞退届（様式13）
- イ 提出期限 令和8年5月29日（金）正午必着
- ウ 提出先 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
岩見沢市 総務部 契約検査管理課（岩見沢市役所3階51番窓口）
- エ 提出方法 持参又は送付（書留等発送の事実を証することができる方法）

## 7 選定

### (1) 審査委員会

優先交渉権者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するとともに客観的な評価を行うため、審査委員会を設置する。審査委員会は、下記構成によるものとする。

所属・職名
岩見沢市 教育部長
岩見沢市 企画財政部 次長
岩見沢市 教育部 学校教育課長
岩見沢市 教育部 図書館長
岩見沢市 建設部 建築課長
岩見沢市 建設部 土木課長
岩見沢市 建設部 都市計画課主幹
岩見沢市立くりさわ学舎 校長

### (2) 技術提案書等の審査

審査委員会において次に定めるところにより２段階方式による審査を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

#### ア 一次審査

参加表明書提出者（以下「参加者」という。）の提出書類により審査を行い、参加要請者を３者程度選定する。参加者が３者に満たないときは、参加資格要件及び業務実施要件を満たす参加者全てを参加要請者とする。選定結果は全ての参加者に対して通知する。

なお、一次審査における評価は、二次審査には持ち越さない。

- ① 審査実施日 令和８年４月１５日（水）※予定
- ② 結果通知日 令和８年４月２３日（木）※予定

#### イ 二次審査

参加要請者のうち、技術提案書等を提出した者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを審査し、優先交渉権者及び次点者を特定する。最高点の者が複数となった場合は、審査委員会の合議により順位を決定する。

- ① 実施日 令和８年６月１２日（金）※予定  
日時及び実施場所の詳細は、技術提案書提出要請時に併せて通知する。
- ② 出席者 配置を予定している照査技術者及び主任技術者（建築総合）を含む４名までとする。
- ③ 所要時間 プレゼンテーションに係る時間：２０分以内 ※予定  
ヒアリングに係る時間：２０分程度 ※予定
- ④ その他 プレゼンテーションの内容は提出済みの技術提案書等に基づくもののみとし、当日の別資料の配付は認めない。  
対面方式で行う場合、市が準備するモニタを用いて説明できるものとするが、パソコンは参加者側で準備すること。

### (3) 結果通知及び公表

優先交渉権者及び次点者の特定後、速やかに二次審査参加者全てに対して審査結果通知書を送付するとともに、優先交渉権者及び次点者をホームページで公表（令和８年６月下旬予定）する。

審査内容は非公開とし、結果及び経過についての問合せや異議申立ては受け付けない。

なお、二次審査の参加者が１者のみとなった場合は、審査委員会の採点による合計得点率が６割以上であり、かつ、受託候補者として適当と認められた場合に限り、優先交渉権者とする。

(4) 評価基準

ア 一次審査

評価項目及び配点		評価事項	配点	評価参考
事務所の実績 (20点)		同種・類似業務の実績件数	20	様式5
技術者の実績 (60点)	照査技術者	同種・類似業務の実績件数	15	様式6
	主任技術者(建築総合)	同種・類似業務の実績件数	15	様式6
	主任技術者(構造)	同種・類似業務の実績件数	10	様式6
	主任技術者(電気設備)	同種・類似業務の実績件数	10	様式6
	主任技術者(機械設備)	同種・類似業務の実績件数	10	様式6
合計			80	

① 事務所の実績

評価対象とする事務所の業務実績は、以下に示す同種・類似業務の実績(最大5件)とする。

同種・類似業務：小学校、中学校、小中一貫教育校(義務教育学校を含む)の新築に係る  
基本設計業務

※業務実績は平成23年4月1日から参加表明書提出時点までに業務を完了したものを  
対象とする

※基本・実施設計業務における基本設計業務のみ完了している場合も対象とする

※実績において、公共・民間は問わない

【実績1件当たりの配点】

基礎点数	小中一貫教育校加点	複合施設加点	合計
2.0点	1.0点	1.0点	4.0点

② 技術者の実績

評価対象とする技術者の業務実績は、以下に示す同種・類似業務の実績(各技術者につき  
最大5件)とする。

同種・類似業務：小学校、中学校、小中一貫教育校(義務教育学校を含む)の新築に係る  
基本設計業務

※業務実績は平成23年4月1日から参加表明書提出時点までに業務を完了したものを  
対象とする

※基本・実施設計業務における基本設計業務のみ完了している場合も対象とする

※実績において、公共・民間は問わない

※電気設備と機械設備の主任技術者を兼任する場合は、両区分(電気・機械)の実績を  
合わせて5件まで評価対象とする

【実績1件当たりの配点】

i 照査技術者・主任技術者(建築総合)

基礎点数	小中一貫教育校加点	複合施設加点	合計
2.0点	0.5点	0.5点	3.0点

ii 主任技術者(構造・電気設備・機械設備)

基礎点数	小中一貫教育校又は複合施設加点 <sup>※1</sup>	合計
1.5点	0.5点	2.0点

※1 小中一貫教育校かつ複合施設である場合も0.5点の加点とする

## イ 二次審査

① 業務実施方針（様式 10）（配点：10 点）
本業務に対する十分な理解を踏まえた業務方針や設計チームの特長、業務工程、コスト管理手法、特に重視する設計上の配慮事項（課題テーマに記載する内容を除く）等
② 各課題テーマに対する技術提案（様式 11）（配点：合計 100 点）
i 義務教育学校としての 9 年間一貫した教育活動や一体的な学校運営、並びに児童生徒が成長を実感できる環境づくりを実現するための設計における課題を明確にした上で、その解決による教育環境の確保と、将来の児童生徒数の減少や教育活動の変化への柔軟な対応を両立する具体的な空間構成・整備手法の提案（30 点）
ii イニシャルコスト・ランニングコストの徹底的な縮減を基本方針とし、空間の有効活用や多目的化等による施設のコンパクト化を主軸に据えながら、環境に優しく長く愛着の持てる学校づくりを実現する設計の進め方、及び具体的なコスト縮減方針・方法の提案（30 点）
iii こどもの成長と地域の生涯教育を支え、地域コミュニティの拠点となる複合施設として、セキュリティ確保と世代を超えた交流や学び合いの創出を両立させるための、建築計画における具体的な工夫（配置、ゾーニング、動線等）の提案（20 点）
iv その他、設計者としての経験や知見を踏まえ、特に提案したい事項（20 点）
③ 価格点（配点：10 点）
本業務に対する見積金額について、下記計算式により採点する。
$(\text{価格点}) = \frac{m}{A} \times 10$ <p style="text-align: center;">ただし、A = 見積金額 m = プレゼン参加者のうち最低見積金額</p>

## 8 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 提出書類に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていたとき。
- (5) 本プロポーザルの参加者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他、著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。

## 9 契約に関する基本事項

### (1) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者が特定された後、市と優先交渉権者が協議を行い、必要に応じて別紙「令和 8 年度くりさわ学舎改築基本設計等業務特記仕様書」の追加・修正等を行う。

### (2) 契約の締結

市は優先交渉権者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、優先交渉権者との調整・協議が不調に終わった場合、次点者と交渉する場合がある。

### (3) 契約保証金

契約保証金を要する。ただし、岩見沢市契約規則（昭和 45 年規則第 43 号）第 31 条の規定に該当する場合は免除する。

### (4) 契約書の作成を要する。

### (5) 支払条件

原則として、完成払いとする。

## 10 その他

- (1) 本事業の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類及びCD-Rは返却しない。
- (5) 参加表明書等及び技術提案書等の審査を行うため、必要な範囲において当該書類を複製することがある。
- (6) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルに関し、参加者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (8) 本業務の受託者は、関連する他の業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。
- (9) 本業務の受託者が誠実に本業務を実施した場合は、基本設計完了後に予定している実施設計業務について随意契約を締結する場合がある。